

調査専門委員会等委員の会員からの公募制度導入に関する申し合わせ

1. 背景

調査専門委員会委員の公募については、一部の委員会において、部門誌の委員会紹介欄等を活用して公募を行っている。

一方、会員サービス向上の観点から、調査専門委員会等委員の一部について、委
広く会員から募集することが望ましいとの提案がなされたことから、その制度の具
体的内容について、下記のとおり申し合わせる。

2. 対象とする委員会

下記委員会委員については、原則として、委員の一部を電気学会会員から公募する。

調査専門委員会

(当該部門の基盤あるいは重点とする分野の特定の研究調査項目につき、活動の目
的、範囲を明確にし、2～3年以内に完結するもの。)

協同研究委員会

(委員からの参加負担のみで運営されるもの。産学協同の研究調査、ワークショッ
プ、シンポジウム、勉強会等を開催)

特別専門委員会

(本会外の団体あるいは企業等から研究調査委託金を受けて活動するもの。)

3. 委員募集、参加決定の方法

当該委員会の設置が認められた段階で、公募のための手続きを開始する。

公募の案内は、部門誌、HPへの掲載、メーリングリストにより情報提供を行う。

公募による委員の募集は若干名とする。

各委員会は委員会設立時に、公募による委員の増も考慮して委員の選定を行う。

各委員会は、公募にあたり、応募いただきたい方の専門分野、経験など明確化する。

公募にあたっては、1名/1機関の原則など、委員選定にあたっての規程は遵守す
る。このため、応募者に対する最終的な参加可否の決定権は当該委員会の委員長に
あるものとする。

掲載用原稿は、公募掲載様式に準じて各委員会で作成し、事業サービス第1課また
は第2課(以降、事務局)に送付する。

事務局は、提出された公募掲載原稿を部門誌、HPへ掲載する。

公募にあたっての問合せ、受付窓口は当該委員会とする。

原則として、上記「対象とする委員会」については、すべて公募を行うこととする。

公募を行うことがふさわしくない委員会については、その理由を当該委員会の設置
について審議する機関で審議し、妥当と判断される場合には、公募を行わないこと
とする。

なお、この場合にはその理由について調査会議に報告する。

協同委員会の委員公募にあたっては、委員としての負担を明確化する。

4. 実施時期

平成13年10月以降新設の委員会より実施する。

以上

(付則)

1. 平成13年9月3日 調査会議にて承認